

証券コード 7366

2023年6月12日

(電子提供措置の開始日 2023年6月5日)

株 主 各 位

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

株式会社 L I T A L I C O

代表取締役社長 山口 文洋

第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第3回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://litalico.co.jp/ir/stock/meeting/>



上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」 「縦覧書類/PR情報」を順にご選択のうえ、ご覧ください。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月26日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
中目黒G Tタワー16階（会場受付16階）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第3期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第3期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 定款一部変更の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人とする場合に限られます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要になります。

議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

(株主様へお願い)

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://litalico.co.jp/ir/stock/meeting/>) に掲載させていただきます。
- ・昨年と同様に会場を外部会場とせず、当社会議室とさせていただきます。そのため会場の都合から、株主様を多数収容することが困難な状況となっております。
- ・本定時株主総会においては、当日、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明、及び、本目的事項に直接関連のないご質問への対応は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知及び電子提供措置事項にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ・株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、同ウェブサイトにて掲載させていただきます。

(注記)

事業報告では、会社法及び会社法施行規則に基づき開示項目とされている事項であっても、当社にとって記載すべき該当事項がない場合には、特記している場合を除き、記載を省略しております。また、事業報告中の「百万円」単位は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは「障害のない社会をつくる」というビジョンのもと、2005年の設立時より障害福祉領域において事業を展開してまいりました。現在全国300を超える拠点で就労や学びを支援するサービスを提供しております。加えて、プログラミング等一般教育分野への展開も進めております。さらに、これらの施設運営で培ってきたノウハウを活用し、障害福祉領域におけるインターネットプラットフォームサービスを展開しております。自社運営の施設サービスとインターネットプラットフォーム事業を組み合わせることで、より高品質のサービスをより多くの方々へ提供し、ビジョンの実現を目指しております。

当社グループは個人向けサービスとしてLITALICOワークス、LITALICOジュニアスタンダードコース、LITALICOジュニアパーソナルコース、LITALICOワンダー、LITALICOライフの5サービスを、また施設や従事者向けのインターネットプラットフォームサービスとしてLITALICO発達ナビ、LITALICO仕事ナビ、LITALICOキャリアの3サービスを運営しております。

LITALICOワークスは、働くことに障害のある方への就労支援サービスで、PCスキルや履歴書添削など職業訓練や企業の人事担当者との調整等を行います。また、就職した方の職場定着をサポートするサービスも提供しています。1988年に1.6%で設定された法定雇用率は段階的に引き上げられ、2021年3月には2.3%となりました。また、2018年に障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わる等、障害者雇用における社会的要請は年々強まっております。しかしながら、2022年における法定雇用率達成企業の割合は48.3%と半数を割り込んでおり、当社の就労支援サービスの拡大余地は引き続き大きいと考えられます。

LITALICOジュニアは、子ども一人ひとりの個性に合わせた学びを提供する幼児教室・学習教室で、言語発達における支援や机上課題、ソーシャルスキルトレーニングやペアレントトレーニング等を提供しています。少子化の中において、全国の小・中・高等学校における通常学級に在籍しながら必要に応じて別室等で授業を受ける「通級指導」の対象者は継続的に増加している等、発達障害に関する社会的認知の広がり等から一人ひとりの個性に合わせた教育機会を提供する当社サービスの必要性は高まっていると考えられます。

LITALICOジュニアスタンダードコースでは、児童発達支援施設の運営及び放課後等デイサービスのほか小学校や幼稚園等に訪問し直接的・間接的にサポートする保育所等訪問支援等のサービスを提供しております。

LITALICOジュニアパーソナルコースでは、特に短期集中型の手厚い指導に特化した教育プログラムを提供しております。

LITALICOワンダーは、テクノロジーを活かしたものづくりを通して、子どもの個性に合わせ、創造力を育む学びの場を提供するサービスで、プログラミングやロボット製作等を教室及びオンラインで提供しています。当社の持つ一人ひとりの個性に合わせるヒューマンサービスのノウハウを活かし、個々人に合わせたサービス提供ができることが特徴です。プログラミング教育の必修化等があり、需要は拡大しています。

LITALICOライフは、一人ひとりちがう興味や課題に合わせた情報提供やライフプランの設計を支援するサービスです。これまでに多くのご家族の相談に応えてきた知見を活かし、お子さまの進路や就職、老後資金等の将来設計について等の情報提供を行っています。

LITALICO発達ナビは、発達が気になる子どもを育てるご家族が必要な情報を共有す

るプラットフォーム「LITALICO発達ナビ」を運営しています。さらに、子どもの育ちを支える発達支援施設向けに集客や運営・経営支援、人材育成等のサービスを提供し、また、オンラインで当事者家族向け相談サービス「発達ナビPLUS」を提供しています。

LITALICO仕事ナビは、働くことに障害のある人が自分に合った仕事や就労支援サービスを探せる就職情報サイト「LITALICO仕事ナビ」を運営しています。また、障害のある方に対する就労支援施設向けの集客支援や障害者採用を行う企業への人材紹介等を行っています。

LITALICOキャリアは、障害福祉業界で働く人の転職サービス及び福祉施設の採用支援サービスを提供しています。福祉施設で働く従事者数は年々増加しており、福祉施設や従事者のマッチングサービスへの需要も今後高まることが予想されます。

また、グループ会社のプラスワンソリューションズ株式会社においては主として介護施設向けに請求管理システム「ナーシングネットプラスワン」を提供しております。さらに、2023年1月には機能訓練特化型のデイサービスを運営する株式会社nCS、2023年2月には精神科特化の訪問看護ステーションを運営するAmu.あむ株式会社及び障害のある方向けに就労支援サービスを展開する株式会社ヒューマングロー、2023年4月には障害児通所支援の株式会社unicoを連結子会社としております。

なお、障害福祉施設や介護施設向けに請求管理システム「かんたん請求」、「かんたん介護」を提供する連結子会社であった福祉ソフト株式会社を、2023年1月1日付で当社は吸収合併しております。

②セグメントごとの業績

当社グループは事業部を基礎としたサービス別にセグメントを構成しており、LITALICOワークスを「LITALICOワークス事業」セグメント、LITALICOジュニアスタンダードコースを「LITALICOジュニア事業」セグメント、LITALICO発達ナビ、LITALICO仕事ナビ、LITALICOキャリア及びプラスワンソリューションズ株式会社を「LITALICOプラットフォーム事業」セグメントとし、以上3事業を報告セグメントとしております。

<LITALICOワークス事業>

LITALICOワークス事業については、LITALICOワークスにおいて当連結会計年度で新規に開設した14拠点の集客も順調に推移し、累計で120拠点となりました。引き続き高水準で就職者数が推移したものの、新規利用者数は順調に拡大しています。一方で今後の出店数増加に向けての体制強化を実施しており、当連結会計年度の売上高は9,484百万円（前連結会計年度比10.8%増）、セグメント利益は3,471百万円（前連結会計年度比3.0%増）となりました。

<LITALICOジュニア事業>

LITALICOジュニア事業については、LITALICOジュニアスタンダードコースにおける既存拠点の利用率が引き続き高い水準で推移し、当連結会計年度で新規に開設した15拠点の集客も順調に推移し、累計で128拠点となりました。また、既存拠点における訪問支援事業の拡大により、収益性が向上しております。第2、第3四半期に新型コロナウイルス感染症の流行による一時的な影響があったものの、当連結会計年度の売上高は7,927百万円（当連結会計年度17.8%増）、セグメント利益は1,545百万円（当連結会計年度16.9%増）となりました。

<LITALICOプラットフォーム事業>

LITALICOプラットフォーム事業は、SaaS型プロダクトを中心に、順調に契約施設数の増加ペースを加速しつつ、人員の増強など積極的な先行投資を継続しております。また、LITALICOキャリアにおいても採用支援サービスが拡大しております。なお、2022年4月より機能改善とあわせて既存プロダクトのプライシング変更を実施しております。当連結会計年度の売上高は3,197百万円（当連結会計年度73.9%増）、セグメント利益は1,237百万円（当連結会計年度408.9%増）となりました。

<その他>

その他セグメントはLITALICOジュニアパーソナルコース、LITALICOワンダー、LITALICOライフ及びその他新規事業にて構成されています。各事業が順調に推移した

ことに加え新規連結したグループ会社各社が売上及び利益増に貢献した結果、積極的なマーケティング投資や新規事業への投資拡大による費用増を吸収し、当連結会計年度の売上高は3,560百万円（当連結会計年度36.3%増）、セグメント利益は150百万円（当連結会計年度1,223.9%増）となりました。

(2) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業
株式会社LITALICOパートナーズ	45百万円	100.0%	LITALICOワークス LITALICOジュニア

(注) 当事業年度末日時点における、特定子会社（企業内容等の開示に関する内閣府令で定める特定子会社）を記載しております。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、LITALICOワークス事業、LITALICOジュニア事業の新規開設を中心に実施し、設備投資総額は2,193百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度の金融機関からの追加借入は合計3,650百万円でございます。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度において、当社は株式会社nCSの株式（同社発行済み株式総数）の100%を845百万円で取得しております。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

①LITALICOワークス事業

サービス	主要な顧客	概要
LITALICOワークス	精神障害を中心とした障害のある方	(就労移行支援事業) 公費による就職するための訓練・就職活動支援
		(就労定着支援事業) 公費による就職後の定着支援
		(特定相談支援事業) 公費による福祉サービスを利用するための利用計画の作成、利用計画に基づくモニタリング

②LITALICOジュニア事業

サービス	主要な顧客	概要
LITALICOジュニア スタンダードコース	発達障害児を中心とした児童等	(児童発達支援事業) 行政(市区町村)によってサービス受給者証を発行された未就学児を対象に、公費による学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導
		(放課後等デイサービス事業) 行政(市区町村)によってサービス受給者証を発行された学齢期の児童を対象に、公費による学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導
		(保育所等訪問支援事業) 行政(市区町村)によってサービス受給者証を発行された未就学児・小学生・中学生を対象に、公費により、その児童が通う保育所等へ訪問し、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導

③LITALICOプラットフォーム事業

サービス	主要な顧客	概要
LITALICO発達ナビ	障害児のご家族 障害福祉サービスの事業所(児童発達支援、放課後等デイサービス等)	発達障害児や発達が気になる子どもを持つご家族を対象とするポータルサイト 障害児を対象とした障害福祉サービスの事業所(児童発達支援、放課後等デイサービス)に向けた支援サービスの提供
LITALICO仕事ナビ	就労を目指す障害のある方 障害福祉サービスの事業所(就労継続支援A/B型、就労移行支援等)	働くことに障害のある方を対象とする就職情報ポータルサイト 障害者の就労を支援する福祉サービスの事業所(就労継続支援A/B型、就労移行支援)に向けた支援サービスの提供
LITALICOキャリア	福祉分野の求職者 福祉分野の求人事業者	障害福祉分野に特化した就職・転職支援サービス。 求人情報の掲載に加えて、障害福祉分野の様々な職種に関する情報等の提供
かんたん請求ソフト かんたん介護ソフト	福祉サービスの事業所(障害、介護福祉全般)	福祉サービスの事業所(障害福祉領域及び介護福祉領域)に向けた請求支援サービスの提供
ナーシングネットプラスワン	福祉サービスの事業所(介護福祉全般)	プラスワンソリューションズ株式会社の提供する、福祉サービスの事業所(主として介護福祉領域)に向けた請求支援サービスの提供

④その他

サービス	主要な顧客	概要
LITALICOジュニア パーソナルコース	発達障害児を中心とした児童等	サービス受給者証を発行されていない未就学児・小学生・中学生も対象に、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施
LITALICOワンダー	児童等全般	プログラミング、ロボット、3Dプリンターを活用したデジタルアプリケーション等、最先端のデジタルものづくりを通じた教育の提供
LITALICOライフ	障害児等のご家族	ライフプランの作成支援サービス。作成の中で財務シミュレーションと家計の見直しも行き、必要に応じて保険の見直し販売を実施
LITALICO教育ソフト	学校等教育機関	障害児童生徒の特性に応じた指導を目指す特別支援学級等の学校教育機関へ向けた支援サービスの提供
nagomi	軽～中重度を中心とした介護を必要とする方	株式会社nCSの提供する、公費での介護デイサービス事業の提供
あむ訪問看護ステーション あむハウス	精神障害を中心とした障害のある方	Amu.あむ株式会社の提供する、公費での訪問看護事業及びグループホーム事業（共同生活援助事業）の提供
ヒューマングロー	精神障害を中心とした障害のある方	株式会社ヒューマングローの提供する、公費での障害福祉サービス事業（就労移行支援事業、定着支援事業、相談支援事業、就労継続A型事業）の提供

(注) 当社グループにおいて、国民健康保険団体連合会等の行政から報酬を得る事業を公費事業(公費)と定めております。

(6) 対処すべき課題

当社におきましては、以下5点を対処すべき課題として認識しております。

① インターネットプラットフォームの実現

発達障害や精神障害、障害児の子育てや障害者の就労等に関する質の高い情報の提供を望むたくさんの方がお客様からありました。

このようなお客様の要望に応えるため、発達障害の子どもや発達が気になる子どものご家族に向けて、2016年1月に『LITALICO発達ナビ』を、働くことに障害のある方に向けて、2018年3月に『LITALICO仕事ナビ』を、障害福祉施設で働きたい求職者に向けて、2019年2月に『LITALICOキャリア』を開発いたしました。今後も、お客様が質の高い情報を得られるよう、提供情報の網羅性の向上や、提供機能の拡大に取り組んでまいります。

現在、LITALICOプラットフォーム事業領域において、障害福祉施設及び介護福祉施設向けに、各種の情報提供サービスを行うほか事業運営を支援するサービスも展開しており、これらを通じて福祉業界全体の質の向上に貢献してまいります。

② 既存の店舗サービスの安定的な出店拡大

当社グループすべての事業を合わせて30ヶ所を超える拠点を運営しておりますが、各地で待機者が発生するなどお客様の要望に応えきれっておりません。このようなお客様の要望に応えるためにも、事業計画に沿って全国に新規拠点を開設してまいりたいと考えております。

③ 人材採用と育成

当社グループの事業は、障害のある方や介護及び看護を必要とする方向けの施設の運営サービスと、インターネットプラットフォームの構築・運営との組み合わせという、極めて専門的な領域であり、そのサービスの質を左右する最大の要素は人材の質であるとの認識から、人材の「採用と教育」に大きな経営資源を割いております。

採用活動においては、豊富な知見や専門性を持つキャリア人材の採用に加え、新卒・キャリア人材を問わず採用し、社内で教育する方針を取っております。

人材育成面として、LITALICOグループにおける、福祉サービス運営のための人材育成の仕組みを活用し、インターネットプラットフォーム構築の側面においても提供する情報の質・量を適切に判断できる人材をグループ全体として育成をしております。引き続き、人材の採用・育成を行い、サービスの展開速度に見合うよう優秀な人材の確保に努めてまいります。

④ 事業基盤の強化

a. 提供サービスの平準化と質の向上

当社グループの運営する施設は、都道府県をまたぐ多店舗展開及びオンラインでのサービス提供をしており、どの拠点でも同一水準のサービスを提供するための平準化が必要になります。そのため、事業ごとの教材、カリキュラム等を制作し、スタッフが質の高いサービスを常に提供できるように努めております。

b. 地域・関係機関との連携強化

すべての事業及びサービスにおいてお客様やご家族への個別最適なサービスを提供することに加えて、学校、企業、地域社会といった外部環境への働きかけも重視しております。そのために、当社グループの事業及びサービス内容が地域、教育機関、行政及び病院等の関係機関や民間企業・団体に正確に理解され、これらの方々と協同して課題の解決に当たることが、重要な課題であると認識しております。

c. サービス間の連携強化

サービスを利用する方のライフステージに沿ったワンストップサービス群が当社グループの強みであります。各サービスで蓄積した知見の共有や、指導計画・支援計画の共有化等で、お客様の利便性を高めるなど、さらなるシナジー効果を発揮するための連携強化も重要な課題であると認識しております。

d. プラットフォーム事業を通じた連携強化

LITALICOグループにおける施設運営上のノウハウやデータ、各関連領域におけるシナジーの見極めなど、蓄積された情報の活用を、グループ内で一層効果的に実現するため、グループ内各サービスの連携の強化に向けた取り組みを行っております。また、LITALICOグループで蓄積された情報は、LITALICOプラットフォーム事業における各サービスの開発へ積極的に活用することで、サービスを利用する方の支援につなげるとともに、福祉施設事業者に対する質の高いサービスを提供し、福祉領域におけるプラットフォームとして障害のない社会を実現するよう一層努めてまいります。

- ⑤ 他社との提携及びM&Aの推進
当社グループの成長を加速・促進する手段として、必要に応じて、他社と資本業務提携やM&Aを進めてまいります。

(7) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第1期 (2021年3月期)	第2期 (2022年3月期)	第3期 当連結会計年度 (2023年3月期)
売上高 (百万円)	16,133	19,737	24,170
営業利益 (百万円)	1,690	2,444	3,121
経常利益 (百万円)	1,428	2,241	2,809
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	700	1,078	1,644
1株当たり 当期純利益 (円)	39.61	30.32	46.15
総資産 (百万円)	10,454	14,302	18,904
純資産 (百万円)	4,589	5,753	7,408
1株当たり 純資産額 (円)	255.97	157.42	200.43

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算定しております。
 2. 当社は2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第2期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
 3. 当社は、2021年4月1日付で、当社を株式交換完全親会社、株式会社LITALICOパートナーズを株式交換完全子会社とする株式交換を実施しております。連結財務諸表は、完全子会社となった株式会社LITALICOパートナーズの連結財務諸表を引き継いで作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第1期 (2021年3月期)	第2期 (2022年3月期)	第3期 当事業年度 (2023年3月期)
売上高 (百万円)	1,003	4,317	5,890
営業損失 (百万円)	△140	△817	△263
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	△139	388	1,716
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	△122	246	1,914
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△) (円)	△306,341.98	6.94	53.72
総資産 (百万円)	910	12,941	16,503
純資産 (百万円)	171	5,930	7,854
1株当たり 純資産額 (円)	429,374.28	162.39	212.96

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算定しております。
 2. 当社は2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
 3. 当社は、2021年4月1日付で、当社を株式交換完全親会社、株式会社LITALICOパートナーズを株式交換完全子会社とする株式交換を実施しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,968百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,736百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,194百万円

(9) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

本社及びLITALICOプラットフォーム事業	東京都目黒区
LITALICOワークス事業	北海道、宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、宮崎県、沖縄県に全120営業所
LITALICOジュニア事業	宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、京都府、大阪府、兵庫県に全128営業所 (LITALICOジュニアスタンダードコース)
そ の 他	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県に全45営業所 (LITALICOワンダー及びLITALICOジュニアパーソナルコース)

(注) 各セグメントにつき、当社及び重要な子会社の営業所に限り記載しております

(10) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数
LITALICOワークス事業	1,021 (21) 名
LITALICOジュニア事業	1,258 (63) 名
LITALICOプラットフォーム事業	231 (47) 名
その他	494 (668) 名
全社 (共通)	285 (49) 名
合計	3,289 (848) 名

(注) 使用人数は就業人員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む) であり、臨時雇用者数 (アルバイトを含む) は、() 内に年間平均数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
679 (572) 名	+129名 (+150名)	33.2歳	3.8年

(注) 使用人数は就業人員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であり、臨時雇用者数 (アルバイトを含む) は、() 内に年間平均数を外数で記載しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	122,880,000 株
② 発行済株式の総数	35,648,812 株
③ 株主数	3,180 名
④ 大株主	

株 主 名	持株数	持株比率
長 谷 川 敦 弥	9,798,700株	27.49%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,715,000株	10.42%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,482,800株	9.77%
穂 田 誉 輝	3,265,200株	9.16%
佐 藤 崇 弘	2,190,000株	6.14%
THE BANK OF NEW YORK 1 3 3 6 5 2	1,094,800株	3.07%
MSIP CLIENT SECURITIES	1,047,200株	2.94%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON CO LLATERAL NON TREATY-PB	663,800株	1.86%
LITALICO従業員持株会	532,011株	1.49%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 1 4 0 0 5 1	515,300株	1.45%

(注) 上表持株比率欄の算出上、分母から自己名義株式を除いた値を表示しています。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度中に職務執行の対価として使用人に対し交付された新株予約権の状況

	第13回新株予約権 (注1)	第14回新株予約権
発 行 決 議 日	2022年4月28日	2022年10月31日
新 株 予 約 権 の 数	1,080個	345個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 108,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 34,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 271,300円 (1株当たり2,713円)	新株予約権1個当たり 307,000円 (1株当たり3,070円)
新株予約権の行使期間	2024年4月29日から 2032年4月28日まで	2024年11月1日から 2032年10月31日まで
主 な 行 使 条 件	(注2)	(注2)
使用人への交付状況	当社従業員 1,080個	当社従業員 345個

(注) 1. 交付時点で使用人の地位にある者に対する、交付当時の内容を記載しており、事業年度末日時点で取締役等に就任している者や退職等在籍していない者に交付された内容を含みます。

2. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または子会社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人が行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

② 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第6回新株予約権	第9回新株予約権	第13回新株予約権
発行決議日	2020年6月11日 (注1)	2020年12月15日 (注1)	2022年4月28日 (注1)
新株予約権の数	145個	362個	369個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(注2)	普通株式 29,000株 新株予約権 1個につき 200株	普通株式 72,400株 新株予約権 1個につき 200株	普通株式 36,900株 新株予約権 1個につき 100株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額(注2)	新株予約権 1個当たり 263,200円 1株当たり1,316円	新株予約権 1個当たり 200円 1株当たり1円	新株予約権 1個当たり 271,300円 1株当たり2,713円
新株予約権の行使期間	2022年6月27日から 2028年6月26日まで	2022年12月16日から 2070年12月15日まで	2024年4月29日から 2032年4月28日まで
主な行使条件	(注3)	(注4)	(注3)
区分	取締役 (注5) (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	取締役 (注5) (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)

- (注) 1.株式会社LITALICOパートナーズが発行した新株予約権と同一の内容の新株予約権を、株式交換に伴い2021年4月1日に発行していることから、株式会社LITALICOパートナーズにおける当初発行決議日を記載しております。
- 2.第6回新株予約権及び第9回新株予約権において2021年10月1日付で1株あたり2株への株式分割を行っており、発行要項に従い新株予約権の目的となる株式の数等が変動しております。本項目は分割後の値を記載しております。
- 3.新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または子会社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人が行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならない。1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。
- 4.新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人が行使できるものとする。
- (ロ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならない。1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。
- 5.当社従業員として付与された新株予約権であります。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川 敦 弥	株式会社LITALICOパートナーズ代表取締役
代表取締役副社長	山 口 文 洋	
専 務 取 締 役	辻 高 宏	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	北 村 康 央	北村・平賀法律事務所パートナー AIメカテック株式会社社外監査役 株式会社ジュークト社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	彌 野 泰 弘	株式会社Bloom&Co.代表取締役 rooftop株式会社代表取締役 株式会社Blossom代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 室 淑 恵	株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役 株式会社オンワードホールディングス 社外取締役 ClipLine株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)北村康央氏、彌野泰弘氏及び小室淑恵氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社においては、監査等委員会と内部統制部門の協議に基づき、内部統制システムを活用した監査を実施しており、監査等委員会による監査の実効性は確保されていることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は、取締役(監査等委員)北村康央氏、彌野泰弘氏及び小室淑恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役 の 報酬 等 の 額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			員数 (名)
		固定報酬	株式報酬	業績連動報酬	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	222	123	98	-	3名
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	1	1	-	-	1名
取締役(監査等委員) (社外取締役)	15	15	-	-	3名

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2021年3月22日開催の臨時株主総会において、上記報酬限度額を年額500百万円以内と別途決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は2名です。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2021年3月22日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役監査等委員の員数は4名です。
3. 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役は除く)に対する株式報酬につき、2021年3月22日開催の臨時株主総会において、上記金銭報酬の限度額(500百万円以内)とは別枠で、以下のとおり決議されております。
- ①譲渡制限付株式付与のための金銭報酬限度額として年額500百万円以内
本事業年度発行概要(2022年4月28日取締役会決議)
発行数:18,500株 発行価格:1株につき2,713円 資本組入額:1株につき1,357円
譲渡制限期間 割合日より3年以内で発行にかかる取締役会があらかじめ定める期間
- ②新株予約権付与のための金銭報酬限度額として年額500百万円以内
4. 株式報酬項目には、当事業年度にかかる株式報酬費用計上額の合計を記載しております。
5. 事業年度末日時点で、業績連動型報酬を設けておらず、実績はございません。
6. 社外取締役はすべて取締役(監査等委員)でございます。

- ③ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
取締役 3名 18,500株
(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)

④ 取締役の報酬等の決定方針

当社は、取締役の報酬等の決定方針に関して、2021年2月22日及び2021年4月12日開催の取締役会決議に基づき以下のとおり決議しております。

<取締役の報酬等の決定方針に関する事項>

取締役の報酬は、持続的な成長に向けた、健全なインセンティブのひとつとして機能するよう、役職と職責に則った企業業績、目標達成度合い等を総合的に勘案することとし、当該方針の決定は取締役会決議により決定する。

各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、短期インセンティブの付与を目的とした金銭報酬及び中長期インセンティブ付与を目的とした株式報酬の混合で構成し、その比率や内訳等の決定については、LITALICOグループ全体の経営成績や利益等成長率、予算策定方針、市場動向（マーケットバリュール等含む）など、当社を取り巻く社内社外の環境を適切に勘案し、業績等も考慮した多角的な視点から検討を行う。

非金銭報酬としては、譲渡制限付株式又は新株予約権の付与を予定しており、その内容及び額（上限）については、株主総会決議に従うものとし、発行時の具体的な額又は発行数の算定方法については、各人別の金銭固定報酬額の水準を基準に、発行によるダイリューションの程度、株式等報酬費用に関する会計の見積（期間案分に関する検討を含む）と当該財務業績への影響の程度などを考慮するものとする。なお、当該発行に関する取締役会決議を提案する前に、監査等委員である取締役全員と当該発行に向けた協議（非金銭報酬の内容及び具体的な額又は数に関する事項）を行うことを手続方針とする。

当社は上記のとおり固定的金銭報酬の決定、非金銭報酬の決定に関しては、その具体的な決定の都度監査等委員である各取締役との協議を行うことを予定しており、短期インセンティブの付与を目的とした金銭報酬及び中長期インセンティブ付与を目的とした株式報酬の混合に関する基本的な方針として、役位、職責、在任年数等の属人的要素に着目した指標のみならずLITALICOグループ全体の経営成績や利益等成長率、予算策定方針、市場動向（マーケットバリュール等含む）など、当社を取り巻く社内社外の環境を適切に勘案し、業績等も考慮した多角的な視点からその組み合わせの検討を行うものとする。

<個人別の報酬額の決定手続>

取締役会決議に基づき代表取締役社長（注）である長谷川敦弥がその具体的な内容について委任をうけるものとし、その授權の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定及び当該事業年度内で発行される株式報酬の具体的な水準の決定とする。なお、株式報酬に関する発行決議は、発行の都度、取締役会決議をもって発行する。上記の権限を委任した理由は、機動的な報酬の額及び内容を決定することを可能とするためである。

また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、当該授權に先立ち監査等委員各委員に原案を諮問し答申を得ることを求めるものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って各内容を決定しなければならないこととする。

監査等委員である取締役の報酬については、各監査等委員の協議に基づく決定により、その職務に鑑み、固定的金銭報酬のみを支払うこととする。

（注）2023年4月28日取締役会決議により、代表取締役会長への委任となる。

<当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由>

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長が原案を作成のうえ、監査等委員会各委員に諮問のうえ、本決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	当社における役割/重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	北村 康央	当社社外取締役監査等委員 北村・平賀法律事務所パートナー AIメカテック株式会社社外監査役 株式会社ジーテクト社外監査役	特別な関係はありません。
取締役	彌野 泰弘	当社社外取締役監査等委員 株式会社Bloom&Co.代表取締役 rooftop株式会社代表取締役 株式会社Blossom代表取締役	特別な関係はありません。
取締役	小室 淑恵	当社社外取締役監査等委員 株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役 株式会社オンワードホールディングス社外取締役 ClipLine株式会社社外取締役	特別な関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
取締役	北村 康央	当事業年度に開催された取締役会14回中14回、監査等委員会6回中6回に出席しました。弁護士としての豊富な知識及び経験に基づき、主に、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス等に關し、専門的知見より質問・意見表明を行うこと等により、当社経営の実効的な監督等の役割を果たしております。
取締役	彌野 泰弘	当事業年度に開催された取締役会14回中14回、監査等委員会6回中6回に出席しました。主に、経営戦略、企業ブランドに関する豊富な知識・経験から助言や提言を行うこと等により、当社経営の実効的な監督等の役割を果たしております。
取締役	小室 淑恵	選任後に開催された取締役会11回中11回、監査等委員会4回中4回に出席しました。主に、経営戦略、働き方改革・多様性を活かした組織開発の分野における豊富な知識・経験から助言や提言を行うこと等により、当社経営の実効的な監督等の役割を果たしております。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

⑦ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役（監査等委員である取締役を含み、社外取締役を含む。）を被保険者とした、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

<マネジメントリスクプロテクション保険契約の概要>

(ア) 被保険者の実質的保険料負担割合

当該保険料につき、全額を会社が負担しております。

(イ) 補填対象となる保険事故の概要

会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等

(ウ) 主要な免責事項

違法に利益便益を得る行為、故意に基づく法令違反行為等

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会にて、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」とし取締役会で決議した内容について、その概要は以下のとおりです。

当社は、経営理念を実践する過程において、健全性を維持しながら企業価値を継続的に増大させることを主眼に、コンプライアンス及び、公正で透明性の高い経営を確保していくことがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、以下のとおり、当社及び当社子会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っている。なお、以下に掲げる事項は、当社及び当社子会社において既に構築され、実施されている体制について確認するものであるが、今後も不断の見直しにより、その時々々の要請に合致した体制を構築し、実施していくものである。

- (イ) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社の機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人を置いている。取締役会が、取締役の職務の執行を監督し、また、監査等委員会が取締役の職務の執行を監査・監督する体制をとっている。
 - 代表取締役社長直轄の組織として内部監査部門を設置し、当社及び当社子会社の組織、機能、遵法性に関する内部監査を実施している。内部統制状況は正確かつ客観的に把握、評価され、監査報告として代表取締役社長と監査等委員会に報告されている。
 - 経営理念として理念・ビジョンを整備し、全社総会や各部門の会議の場等を用いて全社への浸透を図っている。

【理念】

「LITALICO (りたりこ)」

「LITALICO（りたりこ）」は
日本語の利他と利己を組み合わせた造語です。

社会の幸せと自身の幸せをつなぐ関係性を築くことで
利他と利己の両方を実現する意味が込められています。

【ビジョン】 「障害のない社会をつくる」

- d. 就業規則にて規則遵守について規定するとともに、公益通報者保護規程を整備し、使用人の不正など原則を逸脱した行為の発見・是正に関する諸事項、通報処理体制、当事者の責務について規定している。
- e. 市民社会や秩序の安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わらずに断固として排除する旨を当社の反社会的勢力排除に向けた基本方針及び反社会的勢力対策規程において規定し、代表取締役社長以下、組織全体として対応し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を継続的に推進している。
- (ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 株主総会議事録、取締役会議事録等の取締役の職務に係る情報については、法令及び取締役会規程、機密情報管理規程、文書管理規程に基づき、適切に保存・管理を行っている。
 - b. 機密情報管理規程や文書管理規程に基づき、これらの機密情報、文書等は取締役等からの要請があった場合に備え、容易に引出すことができるよう整理している。
- (ハ) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し、業務の執行を担当する各取締役参加のもと、その具体的な対応を検討している。コンプライアンス委員会における協議及び方針の決定を通じて、社内各部門におけるリスク管理活動を行うこととしており、代表取締役社長及び各取締役が、個別に又は協議によりリスク管理活動を総括し、平時のリスク分析・リスク軽減、BCPを始めとする危急時の対処及び報告体制の構築等に努めている。
 - b. リスク管理規程を整備し、リスク管理に関して必要な事項を定め、リスクの防止及び損失の最小化を図っている。
 - c. 内部監査部門が経営組織の内部統制状況及び業務運営に係る法令・規程の遵守状況等を評価し、横断的なリスク管理の監視を行っている。
 - d. 当社は情報システム管理規程及びセキュリティポリシーを制定し、個人情報保護への取り組みのほか、セキュリティの強化施策を推進している。
- (ニ) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会は、当社及び当社子会社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項その他の法令及び定款に定められた事項を決定し、取締役の職務遂行状況を監督している。
 - b. 取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて随時開催する。
 - c. 当社は、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項を協議決定することを目的に、代表取締役社長及び業務の執行を担当する各取締役全員で構成される経営会議を設置し、適切な意思決定に資する体制をとっている。
 - d. 業務の効率化を実現するため、その時々々の要請に応じた社内組織の編成を行うことができる体制をとっている。
 - e. 日常の職務の執行に際しては、当社の業務分掌規程及び職務権限規程に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者の職責を明確にするとともに、効率的な職務を遂行できる体制を構築している。また、当社は中期経営計画・年度計画を策定し、目標・進捗管理の精度向上を図っている。
- (ホ) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、経営管理部門が当社及び当社子会社の業務を総括管理し、子会社における経営管理業務の支援を実施する。また、当社子会社に対し、経営上の重要事項を当社の取締役会に報告すること又は承認を諮ることを義務付けている。
- (ヘ) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会は、必要に応じて監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項を決議し、取締役会に対して当該体制を整備するよう要請することができる。
- (ト) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等

委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査等委員会より指示を受けた前号の取締役及び使用人について、その指示に関して取締役(当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。)及び兼務の場合は所属部門長等の指揮命令等を受けない。
 - b. 同取締役及び使用人の任命、評価や異動等については、監査等委員会の同意を得たうえで決定する。
- (チ) 当社及び当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、及び報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 著しい損失や重大なコンプライアンス違反の発生のおそれがある場合は、当社及び当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は監査等委員会に対して遅滞なく報告を行う。
 - b. 監査等委員会はその職務の遂行のために必要と判断したときは、当社及び当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - c. 監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議又は委員会に出席する。
 - d. 公益通報者保護規程に基づく通報内容は監査等委員会に報告される。
 - e. 監査等委員会及び内部監査部門は、経営組織の内部統制状況及び業務運営に係る法令・規程の遵守状況等の評価について連携し、協議・報告を行う。
 - f. 監査等委員会に対して報告を行った当社及び当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことはない。
- (リ) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- (ヌ) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査等委員会は、原則として3ヶ月に1回以上開催するほか、必要に応じて随時開催する。
 - b. 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役社長との相互認識を深めるよう努める。
 - c. 監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等からその職務の執行状況を聴取し、主要な稟議書・その他業務執行に関する重要な情報、文書を閲覧することができる。
 - d. 監査等委員会は、会計監査人との十分な連携を図る。
 - e. 監査等委員会は、内部監査部門と連携を図り、内部監査の結果についてその報告を受けることができる。
 - f. 監査等委員会は、総務部門、経理部門及び法務部門その他の各部門に対して随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。
- (ル) 財務報告の適正を確保するための体制
代表取締役社長は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制規程に基づき内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う体制を構築している。
- ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- (イ) 取締役の職務執行について
当事業年度において取締役会を14回開催し、重要事項の決定等を行い、取締役の業務執行を監督しております。また、部門長以上で構成される重要な業務執行について協議を行う会議等を定期的に開催しております。これらを通じて、業務の適正性・効率性を確保しております。
- (ロ) 監査等委員会の職務執行について
当事業年度において監査等委員会を6回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき内部統制システムを通じて監査を実施しております。取締役会等の重要な会議への出席や、営業所の往査、事業部門・管理部門に対するヒアリング、代表取締役社長、会

計監査人との間で定期的に情報交換を行うことなどで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備状況並びにその運用状況を確認しております。

(ハ) 当社における業務の適正の確保について

社内規則に基づき、稟議申請システム等による管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の重要な会議での報告を義務とするなど業務の適正性を確保しております。また、内部監査部門が、当社のすべての営業所や事業部門・管理部門に対して内部監査を実施しております。

(ニ) コンプライアンス・リスク管理について

- a. リスク管理に関する協議を随時開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理について検証を行い、具体的な対応を検討しております。
- b. 社内の通報処理体制の窓口を社内イントラネットに掲載し、すべての役職員に対してメール告知等を行うことで周知を図るとともに、通報される事案に対応しております。
- c. プライバシーマーク認定基準に則り個人情報を取り扱っております。
- d. 情報セキュリティの強化、及びその効率化を一層推進するため、情報システム部門において、対処すべき課題の分析と体系化を通じて、全社的な対策の実施と有用性の検証等を行っております。
- e. 取引先について反社会的勢力であるかどうかの確認をしております。また、契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むなど反社会的勢力の情報収集に係る取り組みを継続的に実施しております。
- f. BCPとして、大規模災害等を想定した対策訓練の継続的な実施、帰宅困難者のための物資の確保等、不測の事態に備えております。

(ホ) 当社子会社の管理に関する取り組み

経営管理部門の支援等により適正かつ効率的に事業を遂行しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、「当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める」旨定款に定めております。

当社は、株主に対する利益還元についても重要な経営上の施策のひとつとして認識し、M&A及び事業投資の継続を行うことと同時に株主への利益還元を行うことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、株主への利益還元を行う観点から、2023年5月8日開催取締役会決議に基づき、期末配当を実施いたします。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,666	流動負債	6,087
現金及び預金	3,701	短期借入金	1,500
売掛金	4,410	1年内返済予定の 長期借入金	1,748
その他	561	未払法人税等	591
貸倒引当金	△7	賞与引当金	970
固定資産	10,237	その他	1,278
有形固定資産	2,520	固定負債	5,408
建物附属設備	1,594	長期借入金	5,110
工具、器具及び備品	925	その他	297
無形固定資産	5,192	負債合計	11,496
のれん	3,030	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,415	株主資本	7,144
その他	747	資本金	464
投資その他の資産	2,524	資本剰余金	503
投資有価証券	938	利益剰余金	6,181
敷金及び保証金	788	自己株式	△4
繰延税金資産	358	新株予約権	263
その他	439	純資産合計	7,408
資産合計	18,904	負債純資産合計	18,904

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		24,170
売上原価		14,467
売上総利益		9,702
販売費及び一般管理費		6,581
営業利益		3,121
営業外収益		
助成金収入	21	
その他	10	31
営業外費用		
支払利息	27	
持分法による投資損失	287	
その他	28	342
経常利益		2,809
特別利益		
持分変動利益	30	
新株予約権戻入益	5	36
特別損失		
固定資産除却損	16	
新型コロナウイルス感染症による損失	3	
システム障害対応費用	48	69
税金等調整前当期純利益		2,776
法人税、住民税及び事業税	1,162	
法人税等調整額	△30	1,132
当期純利益		1,644
親会社株主に帰属する当期純利益		1,644

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	428	467	4,714	△4	5,606
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	35	35			71
剰 余 金 の 配 当			△178		△178
親会社株主に帰属する当期純利益			1,644		1,644
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					0
当 期 変 動 額 合 計	35	35	1,466	△0	1,538
当 期 末 残 高	464	503	6,181	△4	7,144

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	146	5,753
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		71
剰 余 金 の 配 当		△178
親会社株主に帰属する当期純利益		1,644
自 己 株 式 の 取 得		△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	116	116
当 期 変 動 額 合 計	116	1,654
当 期 末 残 高	263	7,408

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

- | | |
|------------|---|
| ① 連結子会社の数 | 6社 |
| ② 連結子会社の名称 | 株式会社LITALICOパートナーズ
株式会社LITALICOライフ
プラスワンソリューションズ株式会社
株式会社nCS
Amu.あむ株式会社
株式会社ヒューマングロー |

当連結会計年度において、当社は株式会社nCS、Amu.あむ株式会社及び株式会社ヒューマングローのすべての株式を取得したため、同社を連結の範囲に含めております。また連結子会社であった福祉ソフト株式会社は、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 持分法適用会社の数 | 1社 |
| ② 持分法適用会社の名称 | 株式会社Olive Union |

持分法適用会社の決算日は連結決算日と異なっているため、持分法適用会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの

市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

b. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

c. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

b. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。また、企業結合により識別された顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間（6年～10年）に基づく定額法を採用しております。

c. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに投資効果の発現する期間を判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。

2. 収益及び費用の計上基準

関連法令に基づく収益

行政（市区町村）によってサービス受給者証を発行された顧客に対し、様々な支援サービスを提供しております。顧客への役務提供時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

その他の収益

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

(1) のれん及び顧客関連資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	3,030百万円
顧客関連資産	103百万円(無形固定資産「その他」に含む)

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、買収時の超過収益力を対象会社ののれん及び顧客関連資産として認識しております。

また、買収時に見込んだ事業計画の達成状況等を確認し、減損の兆候が認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれん及び顧客関連資産を含む資産グループの帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。割引前将来キャッシュ・フローの算定に当たっては、事業計画を基礎として見積もっております。将来の事業計画は、市場の平均成長率の範囲内で見積もった成長率等をもとに算定しております。

今後の顧客ニーズの状況や経済環境の変化が生じた場合には、重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	2,520百万円
無形固定資産	2,059百万円(のれん及び顧客関連資産除く)

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産の減損会計において、管理上の区分に基づきグルーピングを行っております。各資産グループについて減損の兆候があると認められる場合には、それらから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に減損損失の認識が必要になります。減損損失の認識が必要と判定した場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたします。

割引前将来キャッシュ・フローの予測は、事業計画を基礎として見積ることとしており、事業計画以降の成長性は関連する事業の長期的な成長性を勘案して決定していますが、将来キャッシュ・フローの予測が変更され、回収不能と判断される場合、減損損失を計上する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,166	百万円
(2) コミットメントライン契約		
当社グループは、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社りそな銀行とコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく借入実行残高等は次のとおりです。		
コミットメントラインの総額	2,800	百万円
借入実行残高	1,500	百万円
差引額	1,300	百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	35,648,812株
(2) 剰余金の配当に関する事項。	
① 当連結会計年度における配当実績に関する事項	
a. 配当金総額	178百万円
b. 1株当たり配当額	5円
c. 基準日	2022年3月31日
d. 効力発生日	2022年6月15日
② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となる事項	
a. 配当金総額	231百万円
b. 1株当たり配当額	6.5円
c. 基準日	2023年3月31日
d. 効力発生日	2023年6月13日
(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	266,000株

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針
当社グループは主に新規拠点の開設計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金については、預金等の安全性の高い金融商品で運用しております。
 - ② 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金は、主として顧客等の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に純投資を目的とした株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。借入金は、主として開設計画に照らして、必要な設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後8年であります。
 - ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社グループは、営業債権について、担当部署が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
 - b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。
 - c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。
 - ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
長期借入金 (*)	6,859	6,835	△ 23
負債計	6,859	6,835	△ 23

(*) 上表の金額には、一年以内に返済予定のものを含めて記載しております。

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等

非上場株式

938 百万円

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当ありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	6,835	-	6,835

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	LITALICO ワークス 事業	LITALICO ジュニア 事業	LITALICO プラットフォーム事業	計		
関連法令に基づく収益 (注) 1	9,484	7,927	-	17,412	-	17,412
上記以外の収益	-	-	3,197	3,197	3,560	6,757
顧客との契約から生じる収益	9,484	7,927	3,197	20,609	3,560	24,170
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	9,484	7,927	3,197	20,609	3,560	24,170

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、LITALICOジュニアパーソナルコース、LITALICOワンダー、LITALICOライフの各サービスを含んでおります。

2. 障害者総合支援法、児童福祉法及び当該法律に関連する政省令（条例を含む）を指しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 ④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 2. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 200.43円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 46.15円 |

8. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2022年12月26日開催の取締役会決議に基づき、2023年1月26日付で株式会社nCSの全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要

- (1) 被取得企業の名称：株式会社nCS
事業の内容：介護保険法に基づく通所介護、訪問入浴事業の運営及びFC運営
- (2) 企業結合を行った理由
 - ① 今回の株式取得を足がかりとして、介護領域における事業成長を加速
 - ② LITALICOグループの施設運営ノウハウを活かし、デイサービス事業の出店拡大とサービス充実を実現
 - ③ nCS社が保有するサービスノウハウと介護施設運営を通して得られるデータを活かして、介護領域におけるインターネットプラットフォームサービスの充実化・品質向上を実現し、より高付加価値のプロダクトとして介護業界全体に提供
- (3) 企業結合日
2023年1月26日（みなし取得日 2023年1月1日）
- (4) 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
- (5) 結合後企業の名称
変更はありません。
- (6) 取得した議決権比率
100%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として全株式を取得したためであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金	845百万円
取得原価	845百万円

3. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ①発生したのれん
594百万円
- ②発生原因
主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。
- ③償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却

4. 主要な取得関連費用の内容の金額

株式価値評価に関するアドバイザー費用等 45百万円

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	754百万円
固定資産	206百万円
資産合計	961百万円
流動負債	282百万円
固定負債	528百万円
負債合計	810百万円

6. 取得原価のうちののれん以外の無形固定資産に配分された金額及び種類別の償却期間

顧客関連資産 83百万円（償却期間6年）

(完全子会社の吸収合併について)

当社は、2022年10月31日開催の取締役会において、2023年1月1日を効力発生日として当社の完全子会社である福祉ソフト株式会社を吸収合併することを決議いたしました。

1. 取引の概要

(1) 被結合企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称 福祉ソフト株式会社

事業の内容 福祉事業所請求支援システムの開発・販売事業

(2) 企業結合日

2023年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、福祉ソフト株式会社を消滅会社とする吸収合併方式であります。

(4) 結合後企業の名称

株式会社LITALICO

(5) 企業結合の目的

経営資源の集中を図ることにより、福祉領域プラットフォーム事業者として、質の高い経営支援サービスの提供を一層推進すること

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権)

2023年4月28日開催の取締役会において、当社の従業員に対して、ストック・オプションとしての新株予約権の割当てを行う旨の決議をいたしました。

第15回新株予約権

決議年月日	2023年4月28日
割当年月日	2023年5月19日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 67名
新株予約権の数※	1,021個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数※	普通株式 102,100株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	2,352円 (注) 2
新株予約権の行使期間※	自 2025年4月29日 至 2033年4月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 3,462.6円※※ 資本組入額 1,731.3円※※
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

※ 決議日(2023年4月28日)における内容を記載しております。なお、未定事項については「―」で表記しております。

※※新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

(注) 1.新株予約権発行の日(以下「割当日」という。)以降に当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

また、割当日以降に当社が特に有利な価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

2.割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$

割当日以降に当社が特に有利な価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

割当日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げる。）。

3.新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (ニ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。
- (ホ) 以上のほか、要項等で特に定める事由が生じた場合、権利者は新株予約権を行使できない。

(譲渡制限付株式)

(1) 発行の目的及び理由

本募集は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び従業員へ、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象者に金銭報酬（取締役については、一事業年度あたり500百万円の範囲内とします。）を付与し、当該金銭報酬を払い込むことにより発行が予定される譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づく発行となります。

今回、当社2021年3月22日開催の臨時株主総会において本制度の導入に関する取締役報酬議案が可決承認されていることから、2023年4月28日開催の当社取締役会決議によりその発行の決議を行ったものです。

(2) 発行の概要

1. 募集株式の種類及び数	普通株式21,900株
2. 募集株式の割当方法	第三者割当の方法による
3. 募集株式の給付金額	募集株式1株につき 金 2,352円
4. 給付金額の総額	金 51百万円
5. 現物出資財産の内容及び価格	2023年4月28日開催の当社取締役会決議に基づき付与される、当社に対する金銭報酬債権 金51百万円（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金2,352円）を出資の目的とする。
6. 割当先	当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3名 21,900株
7. 募集株式と引き換えにする財産の給付期日	2023年5月19日
8. 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 25百万円 増加する資本準備金の額 25百万円
9. 譲渡制限期間	2023年5月19日から2025年4月30日
10. その他	契約に基づき、金融商品取引法施行令第2条の12第1号に定める譲渡制限に関する条件が設けられております。

(持分法適用関連会社株式の売却)

当社は、2023年5月8日の取締役会決議に基づき、2023年5月11日に保有する持分法適用関連会社である株式会社Olive Unionの全株式を譲渡することを決定しました。本株式譲渡により株式会社Olive Unionは当社の持分法適用関連会社ではなくなり連結対象から外れます。

- (1) 株式譲渡の理由
「障害のない社会を作る」というビジョンのもと、障害のある方の就労や、障害児の学びを支援するサービスを全国で展開してきた LITALICOは、世界中の“聞こえ”に関する課題解決を目的として、革新的なスマートデバイス「Olive」を開発する株式会社Olive Unionの株式を取得し2019年10月に持分法適用関連会社としましたが、昨今M&Aの強化を進めており、アセットアロケーションの観点より、本株式を譲渡することを決定しました。
- (2) 譲渡する持分法適用関連会社の名称
株式会社Olive Union
- (3) 譲渡の時期
2023年5月末（予定）
- (4) 当該事象が損益に与える影響
本件株式譲渡に伴い、2024年3月期の計算書類において約360百万円、連結計算書類において約1,000百万円を特別利益として計上する見込みです。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,782	流動負債	3,929
現金及び預金	1,591	短期借入金	1,500
売掛金	622	1年内返済長期借入金	1,152
立替金	1,173	未払金	385
未収入金	1,763	賞与引当金	255
その他	638	その他	635
貸倒引当金	△6	固定負債	4,719
固定資産	10,720	長期借入金	4,091
有形固定資産	684	関係会社長期借入金	427
建物附属設備	211	その他	199
工具、器具及び備品	472	負債合計	8,648
無形固定資産	2,330	(純資産の部)	
のれん	920	株主資本	7,591
ソフトウェア	1,170	資本金	464
ソフトウェア仮勘定	214	資本剰余金	5,270
その他	24	資本準備金	89
投資その他の資産	7,706	その他資本剰余金	5,181
投資有価証券	479	利益剰余金	1,860
関係会社株式	5,973	その他利益剰余金	1,860
関係会社長期貸付金	591	繰越利益剰余金	1,860
その他	660	自己株式	△4
		新株予約権	263
		純資産合計	7,854
資産合計	16,503	負債純資産合計	16,503

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		5,890
売 上 原 価		2,253
売 上 総 利 益		3,637
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,901
営 業 損 失		△263
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	2,000	
そ の 他	26	2,026
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22	
そ の 他	24	46
経 常 利 益		1,716
特 別 利 益		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	221	
新 株 予 約 権 戻 入 益	5	227
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	12	12
税 引 前 当 期 純 利 益		1,931
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	16	
法 人 税 等 調 整 額	-	16
当 期 純 利 益		1,914

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	428	53	5,181	5,235	124	124
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	35	35		35		
剰 余 金 の 配 当					△178	△178
当 期 純 利 益					1,914	1,914
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	35	35		35	1,736	1,736
当 期 末 残 高	464	89	5,181	5,270	1,860	1,860

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△4	5,783	146	5,930
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		71		71
剰 余 金 の 配 当		△178		△178
当 期 純 利 益		1,914		1,914
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			116	116
当 期 変 動 額 合 計	△0	1,807	116	1,924
当 期 末 残 高	△4	7,591	263	7,854

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券
市場価格のない株式等
以外のもの
市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
移動平均法による原価法を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 3～15年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

- (3) 引当金の計上基準

- a. 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- b. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

- (4) のれんの償却方法及び償却期間

投資効果の発現する期間を判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。

- (5) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1) のれんの評価

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
のれん 920百万円

- ② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記（1）のれん及び顧客関連資産の評価」に記載した内容と同一であります。

- (2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
有形固定資産 684百万円
無形固定資産 1,409百万円(のれん除く)

- ② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記（2）固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

- (3) 関係会社株式の評価

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
関係会社株式 5,973百万円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式は、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、実質価額まで減損処理しております。

財政状態の悪化とは、実質価額が取得価額に比べ、50%以上下落した場合と定義しております。ただし、時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、評価差額を当期の損失として処理しないこととしております。

なお、企業買収において超過収益力等を反映して取得した関係会社株式については、発行会社の財政状態の悪化がないとしても、超過収益力等の減少に伴う実質価額の大幅な低下が将来の期間にわたって続く予想され、超過収益力等が見込めなくなった場合には、実質価額が著しく低下している限り、実質価額まで減損処理しております。

将来の事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、関係会社の実質価額が大幅に下落する可能性があり、回復可能性が十分な根拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理が必要となる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	763	百万円
(2)関係会社に対する金銭債権・債務		
金銭債権	3,172	百万円
金銭債務	5	百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高		
営業取引	1,209	百万円
営業取引以外の取引	2,003	百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数		
普通株式	1,860	株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産		
未払事業税	8	百万円
賞与引当金	78	百万円
未払金	11	百万円
敷金償却否認額	12	百万円
関係会社株式	182	百万円
投資有価証券評価損	28	百万円
税務上の繰越欠損金	175	百万円
その他	24	百万円
繰延税金資産小計	520	百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金	△175	百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金	△344	百万円
評価性引当金小計	△520	百万円
繰延税金資産合計	-	百万円
繰延税金資産の純額	-	百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)LITALICO パートナーズ	(被所有) 直接 100.0	経営管理 役員の兼任 資金の援助	業務委託料の受取(注2)	1,101	-	-
				資金の借入(注1)	700	関係会社 長期借入金	427
				資金の返済(注1)	1,195		
子会社	(株)LITALICO ライフ	(被所有) 直接 100.0	経営管理 役員の兼任 資金の援助	資金の貸付(注1)	657	関係会社 長期貸付金	295
				資金の返済(注1)	657		
子会社	(株)nCS	(被所有) 直接 100.0	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付(注1)	190	関係会社 長期貸付金	190

(注1) 資金の貸付、借入については市場金利を勘案して決定しております。また、担保の受入はありません。

(注2) 子会社との業務委託については、同社の運営費用を基に決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	辻 高宏	(被所有) 直接 0.1	当社取締役	新株予約権の行使(注1)	11	-	-

(注1) 第6回新株予約権の権利行使であり、取引金額は当事業年度における新株予約権の行使による払込金額を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 212.96円
- (2) 1株当たり当期純利益 53.72円

9. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」に記載した内容と同一であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

株式会社LITALICO

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭治
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 甲斐 靖裕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社LITALICOの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社LITALICO及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

株式会社LITALICO

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭治
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 甲斐 靖裕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社LITALICOの2022年4月1日から2023年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

当監査等委員会は、会社法第399条の13第1項ロに掲げる事項及び同条項ハに規定する体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、職務の分担等に従い、内部監査室及び内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、必要に応じて重要な決裁書類その他の資料を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査する等の方法により、監査を実施しました。また、子会社については、その取締役又は内部統制部門との意思疎通及び情報の交換を図り必要に応じて子会社からの報告を受けました。

② 内部統制システムの構築については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月29日

株式会社LITALICO 監査等委員会

監査等委員 北村 康央 (印)

監査等委員 彌野 泰弘 (印)

監査等委員 小室 淑恵 (印)

(注) 北村康央、彌野泰弘及び小室淑恵は、会社法に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了になります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式
1	はせがわ あつみ 長谷川 敦 弥 (1985年2月11日) 再任	2008年5月 株式会社LITALICO（現：株式会社LITALICOパートナーズ）入社 2009年8月 同社 代表取締役社長 2020年7月 当社 代表取締役社長 2023年4月 当社代表取締役会長（現任）	9,798,700株
2	やまぐち ふみひろ 山口 文 洋 (1978年1月3日) 再任	2006年2月 株式会社リクルート（現：株式会社リクルートホールディングス）入社 2012年4月 同社 IMC-C 進学事業本部 エグゼクティブマネジャー 2012年10月 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ 執行役員 2015年4月 同社 代表取締役社長 株式会社リクルートホールディングス 執行役員 2018年4月 株式会社リクルート 執行役員 プロダクト統括本部教育・学習担当 2022年4月 当社 入社 副社長執行役員 2022年6月 当社 代表取締役副社長 2023年4月 当社 代表取締役社長（現任）	71,500株
3	つじ たかひろ 辻 高 宏 (1968年6月25日) 再任	1991年4月 株式会社日本長期信用銀行入社 1999年10月 ソニー株式会社入社 2006年4月 エムスリー株式会社入社 2007年5月 同社 執行役員 2010年6月 同社 取締役 2020年4月 株式会社LITALICO（現：株式会社LITALICOパートナーズ）入社 同社 執行役員 2020年6月 同社 専務取締役 2021年1月 当社 専務取締役 2023年4月 当社 代表取締役副社長（現任）	36,700株

本議案についての監査等委員会の意見の概要は以下のとおりであります。

取締役全員が協議の場において、当社取締役会及び取締役にかかる基本的な枠組み・考え方や指名方針等を検討し、意見を述べ合いました。その後、監査等委員会において、公正かつ適切な手続を経ているかなどの観点から協議いたしました。この結果、監査等委員会としては、本議案の取締役の選任について、指名の手続は適切であり、各取締役候補者は、業務執行状況及び業績、取締役会での発言、これまでの経歴等より、当社の取締役として適任と判断しております。

(注記)

1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者とした理由等

(1) 長谷川敦弥氏を取締役候補者とした理由

2009年8月より株式会社LITALICO（現：株式会社LITALICOパートナーズ）社の代表取締役として、LITALICOグループ全般を統括し、また、企業価値向上に資する様々な経営課題に取り組んできております。今後も代表取締役会長として強いリーダーシップが期待できると判断したことから取締役候補者といたしました。

(2) 山口文洋氏を取締役候補者とした理由

教育及びテクノロジー分野における豊富な知見、事業開発に関する豊富な経験・実績等から、代表取締役社長として、引き続き当社グループの事業全般の展開を加速させ、持続的な企業価値向上を目指すに当たり、強いリーダーシップが期待できると判断したことから取締役候補者となりました。

(3) 辻高宏氏を取締役候補者とした理由

豊富な経験・実績等から、代表取締役副社長として、引き続き当社コーポレート機能のさらなる強化に活かすことができると判断しております。また同氏は事業を推進させること等を通じ企業価値向上に資する様々な経営課題に取り組んできており、今後も強いリーダーシップが期待できると判断したことから取締役候補者となりました。

3. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役（監査等委員である取締役を含み、社外取締役を含む。）を被保険者とした、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。本議案における取締役候補者3名は、選任後当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

<マネジメントリスクプロテクション保険契約の概要>

(ア) 被保険者の実質的保険料負担割合

当該保険料につき、全額を会社が負担しております。

(イ) 補填対象となる保険事故の概要

会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等

(ウ) 主要な免責事項

違法に利益便益を得る行為、故意に基づく法令違反行為等

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由
事業目的の記載の変更
変更案第2条につきまして、当社事業の現状に即し、事業目的の記載を変更するものです。
2. 変更の内容
変更の内容は、次のとおりであります。(下線部分は変更箇所)
本定款変更は、本定時株主総会終結の時に効力が発生するものいたします。

事業目的の記載の変更

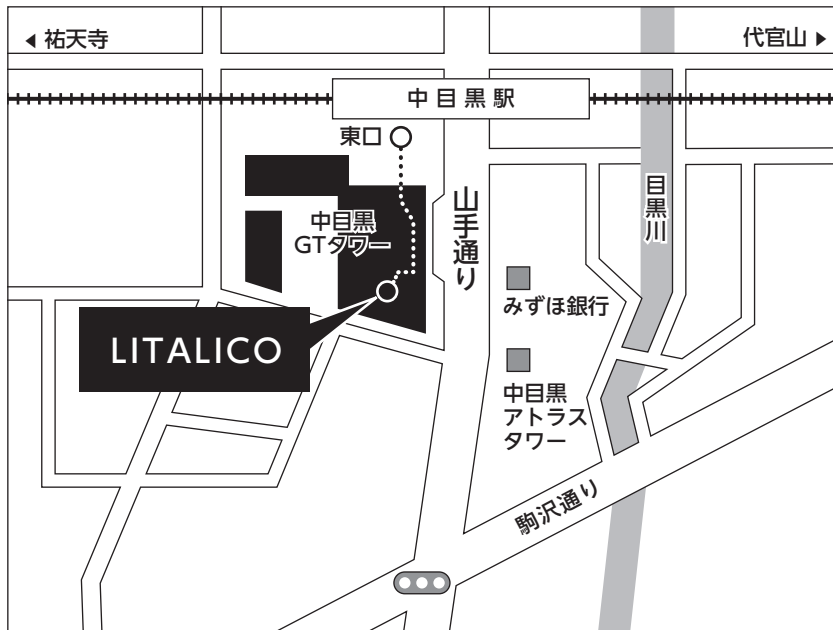
現行定款	変更案
(目的) 第2条 (条文省略) 1. ~39. (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ~39. (現行どおり)
(新設)	<u>40. 携帯電話、電気通信機器等の販売・貸付に関する事業及びその代理店、媒介、仲介の事業</u>
40. (条文省略)	<u>41. (現行どおり)</u>

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
中目黒GTタワー16階
※株主様受付である16階へお越しく下さい。

電話 (03)-6864-0793



交通：交通：東京メトロ日比谷線・東急東横線
「中目黒駅」東口より徒歩1分

○駐車場のご用意はしておりませんのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。